

議案第91号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年12月17日

三朝町長 吉田 秀 光

平成11年12月21日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約(平成10年鳥取県指令市振3第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「12人」を「12人以内」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、関係市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識を有する者のうちから、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て選任する。
- 4 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表中「

消 防 費	次により積算された金額による負担割合 倉吉市 (基準財政需要額に積算された消防費に係る交付税 の80%)
-------	---

を

町 村	(各町村の消防費について消防法の規定に基づき指定都市の指定を受けることによって増加した消防費に係る交付税の増加分)
-----	---

消 防 費	次により積算された金額による負担割合
	倉吉市
	(消防費に係る基準財政需要額の80%)
	町 村
	(消防費に係る基準財政需要額から非常備消防の場合の基準財政需要額に相当する額を控除した額)

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に在職する固定資産評価審査委員会の委員の任期は、なお従前の例による。

倉吉市	消防費に係る基準財政需要額の80%
町 村	(消防費に係る基準財政需要額から非常備消防の場合の基準財政需要額に相当する額を控除した額)